

広島県社会福祉人材育成センター 無料職業紹介・取扱対象範囲

1. あっせん対象機関等取扱範囲

1 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所

(社会福祉法人が実施する公益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む。)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、障害者授産・更生施設、救護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、肢体不自由児施設、盲・ろうあ児施設、保育所、社会福祉協議会 など

2 介護保険法に規定する介護保険事業所

(1に含まれる事業所を除く、次の事業を実施する事業所)

介護療養型医療施設、介護老人保健施設(無低老健除く)、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護(ケアハウス除く)、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援、地域包括支援センター

3 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所

(1に含まれる事業所を除く、次の事業を実施する事業所)

日常生活用具給付事業、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、高次脳機能障害支援普及事業、広域的な支援事業(都道府県相談支援体制整備事業、精神障害者在宅就労促進支援事業)、サービス・相談支援者、指導者育成事業、その他の事業(盲人ホーム事業、社会参加促進事業等)

4 その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等

※想定される施設、事業所等

[児童福祉法]・自治体が認証した保育施設等

[老人福祉法]・有料老人ホーム(老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居を除く)

[高齢者の居住の安定確保に関する法律]

・高齢者円滑入居賃貸住宅 ・高齢者専用賃貸住宅 ・高齢者向け優良賃貸住宅

[障害者の雇用の促進等に関する法律]・特例子会社

[社会福祉士及び介護福祉士法][精神保健福祉士法]

・養成施設

5 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

6 行政が実施する相談所

福祉事務所・児童相談所・更生相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター等

7 1～6以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所

病院・診療所・認可外保育施設 など

※社会福祉分野の国家資格(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士など)を持つ専門職に限る

(例：病院の医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士など)

2. 取扱対象職種

上記の1～6の事業所については、従事するすべての職種

【例】介護職／訪問介護員（ホームヘルパー）／介護支援専門員／生活相談員（指導員）／職業・作業指導員／児童・母子指導員／保育士／福祉活動指導員（社協）／看護師／理学療法士／作業療法士／言語聴覚士／栄養士（管理栄養士）／調理員／運転士／事務員／管理者／施設長 等

※ 7の事業所については、社会福祉分野の国家資格を持つ専門職に限る

3. 取扱対象地域

広島県内全域

4. 手数料に関する事項

求職受付の際、一切申し受けません。

5. 個人情報の取扱いに関する事項

当センターが取得した個人情報は、個人情報保護法や社会福祉法人広島県社会福祉協議会個人情報保護に関する基本方針を遵守し、適正に取り扱います。

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者（広島県社会福祉人材育成センター所長）です。

（1）当センターが無料職業紹介事業において知り得た求職者等の個人情報は、原則として別紙の目的以外には利用しません。

（2）取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

6. 苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者（広島県社会福祉人材育成センター所長）です。苦情の申し出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申し出者に通知します。

その他、当センターの業務についてご不審の点は、職員にお尋ねください。